

# 日本スリランカ友の会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当会は任意団体として「日本スリランカ友の会」(以下「当会」という)と称し、事務局を第2条記載の住所に置く。

### 第2条 (事務局)

事務局を「神奈川県横浜市中区北仲通4-46 錫蘭紅茶本舗シンハ」に置く。

### 第3条 (目的)

当会は会員組織として活動し、日本とスリランカ両国の互いに異なる歴史、伝統、文化を尊重しつつ、両国民の相互理解を深め、友好と互いの発展に繋げる交流を促進することを目的とする。

### 第4条 (事業内容)

当会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. スリランカの文化・自然・歴史等についての勉強会の開催
2. スリランカに関する理解と認識を深めるイベントの開催
3. 日本に在住、及び来訪するスリランカ人や留学生との交流会の開催
4. 公的・民間機関等が企画主催する両国交流事業への参加や、実施協力
5. その他当会の目的を達成する為に必要な事業を行う。

## 第2章 会員及び役員

### 第5条 (会員)

当会は、第3条の目的に賛同し、以下資格を有する会員をもって構成する。

下記該当会員は、第14条による会費の納入を以って。

1. 一般成人会員
2. 学生会員 原則として在学中の大学院生、大学生、留学生、専門学校生を対象とする。

### 第6条 (役員の選任)

1. 当会は次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名以内
事務局長	1名
会 計	1名
監査役	1名

2. 当会の役員は会員の互選により総会に於いて選任し承認する。

3. 役員職種、職務、及び役員数は、総会の承認を経て変更することができる。

### 第7条 (役員の仕事)

1. 会長は会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は予め定めた順位によってその職務を代行する。

3. 事務局長は会の運営実務を管掌する。

4. 会計は会費や経費の収入支出を管掌する。

5. 監査役は会の会計及び資産状況を監査する。

### 第8条 (役員の仕事)

1. 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない

2. 任期途中で就任する新任役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### 第9条 (役員の仕事)

役員が会則に違反、又は会の目的に反する行為があったと認められるときは、総会の決議により当該役員を解任することができる。

### 第3章 会の運営

#### 第10条 (総会)

1. 総会は当会の最高議決機関であり、年一回原則として2月に会長が招集し、その総会において出席した会員の中から議長を選出する。
2. 議事は出席会員の過半数の賛同で議決する。
3. 会長は、必要があると判断する場合、臨時総会を開催することができる。
4. 総会の審議・決議対象事項は次の通りとする。
  - (1) 会則の制定及び改廃
  - (2) 役員承認
  - (3) 決算・予算・事業報告・事業計画の承認
  - (4) その他会務運営上必要な事項

#### 第11条 (役員会)

1. 役員会は第7条の役員によって構成され、事業計画、予算策定等、当会の運営に係わる事項を審議決定する。議事は出席者の過半数をもって決定する。
2. 運営に当たり必要となる実務を担う運営委員を任命し、運営委員会を開催することができる。

#### 第12条 (定例会)

定例会は、原則として隔月毎に一般会員の参加により開催され、運営状況の開示、意見交換・情報交換等による会員相互の意思疎通と親睦を図る場とする。また、決議が必要となる事案については出席者の過半数をもって決定する。

#### 第13条 (経費)

会の運営に要する経費は、入会金、年会費、寄付金、及びその他の収入を以って充てる。

#### 第14条 (会費)

当会への入会に際しては入会申込書とともに以下会費の納入を申し受けることとする。

1. 入会金： 2,000円とする。
2. 年会費： 一般成人会員 4,000円、学生年会費 2,000円とする。  
但し11月～12月の入会者は次年度の年会費として納入するものとする。

#### 第15条 (退会)

1. 会員が退会を希望するときは会長宛に意思表示することにより随時退会できる。  
年会費を2年間滞納した場合は退会したものとみなす。
2. 会員による行為や活動が当会会則や運営方針に反する事態と役員会が認定する場合、定例会の承認を得て会員資格を剥奪することが出来る。

#### 第16条 (会計年度)

当会の会計年度は暦年の1月1日より12月31日とする。

### 第4章 雑則

#### 第17条 (細則の制定)

本会則の施行に必要な細則は役員会がこれを定める。

#### 第18条 (会則の改廃)

当該会則の改廃については、総会に於いて過半数の同意を必要とする。

#### 付則

- (1) この会則は2016年1月1日から適用する。